

池田市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、池田市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める大綱策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) 次条に掲げる構成員の事務の調整

(構成員)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 総合教育会議は、協議を行うに当たり必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者に対し出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

(庶務)

第8条 総合教育会議の庶務は、総合政策部政策企画課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に第23条の規定による改正前の池田市イメージキャラクター「ふくまる」の使用に関する要綱、第24条の規定による改正前の池田市ふくまる着ぐるみ貸出要綱及び第29条の規定による改正前の池田市事前協議制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により提出されている書類は、第23条の規定による改正後の池田市イメージキャラクター「ふくまる」の使用に関する要綱、第24条の規定による改正後の池田市ふくまる着ぐるみ貸出要綱及び第29条の規定による改正後の池田市事前協議制度実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定により提出されたものとみなす。

3 この要綱の実施の際現に旧要綱に規定する様式については、所要の修正を加え、当分の間新要綱に規定する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(介護保険法による地域支援事業における介護予防事業実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 介護保険法による地域支援事業における介護予防事業実施要綱
- (2) 市営花園住宅跡地活用事業者評価委員会設置要綱
- (3) 池田市指定介護予防支援事業所の指定等に関する要綱

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(池田市文書管理システム構築事業者選定委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 池田市文書管理システム構築事業者選定委員会設置要綱

- (2) 福祉総合窓口化等検討会議設置要綱
- (3) 共同利用施設等再編プロジェクトチーム設置要綱
- (4) 池田市土地利用等審査会設置要綱

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。